

# 御幸ヶ原地区

## I 協議体の概要

名 称	御幸ヶ原地区支え合い協議会		
設置年月日	令和2年8月1日	開催頻度	3回/年
構成団体 (◎: 事務局)			
<input type="radio"/> 自治会連合会	<input type="radio"/> まちづくり協議会	<input type="radio"/> 民生委員児童委員協議会	<input checked="" type="radio"/> 地区社会福祉協議会
<input type="radio"/> 老人クラブ連合会	<input type="radio"/> 福祉協力員連絡会	<input type="radio"/> 健康づくり推進委員会	<input type="radio"/> 第2層生活支援コーディネーター
<input type="radio"/> 市社会福祉協議会	<input type="radio"/> 地域包括支援センター	<input type="radio"/> その他 ( )	
設置方式			
<input type="radio"/> 新規設置	<input type="radio"/> 既存会議活用 ( )		<input type="radio"/> 地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成30年 6月	地域ケア会議 (メンバー: 自治会連合会, 単位自治会, 民児協, 地区社協, 老人クラブ, 市社協等) → 地域包括ケアシステム, 第2層協議体について共通理解を図るとともに, 各 地域団体の活動における課題について情報共有を行った。		
平成31年 3月	地区社協, 民児協合同会議 → 地域包括ケアシステム, 地域の支え合いについて理解を深めるとともに, 一 人暮らし高齢者の見守りについて検討を行った。		
令和 2年 4月	自治会長会議 → 第2層協議体設置要件, 委託契約の手続き等について共通認識を図った。		
7月	自治会長会議 → 第2層協議体設置について合意形成を図った。		
8月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターや各地域団体からの活動報告, 民生委員からの情報提供</li> <li>各団体間の意見交換</li> <li>アンケート調査について検討</li> </ul>		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケート結果を踏まえた, 支え合い活動の検討</li> <li>民生委員, 福祉協力員の見守り活動の連携及び充実に向けた検討</li> </ul>		

## II 取組事例

### 【課題についての意見交換】

第2層協議体で取り組んでいきたいテーマについて意見交換を行った。

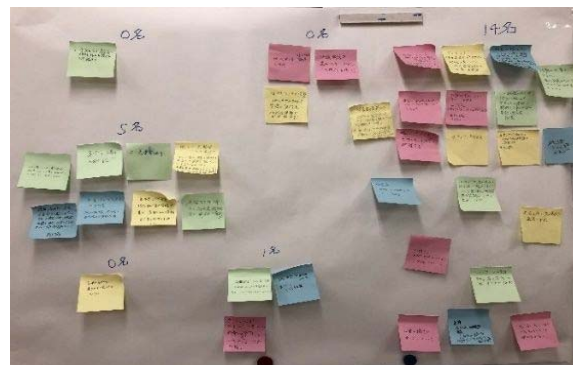
内 容： ① 各メンバー3項目程度、現時点で課題として感じていることや、今後検討したい内容を付箋に記入

② 付箋を模造紙に貼り、内容によりグループ分けした上で、意見交換を行った。

<主な意見>

- ・ アンケート調査の実施について
- ・ 見守りが必要な人の把握
- ・ 高齢者の方が集まれる場所が少ない
- ・ 地域内交通や買い物支援が必要
- ・ 福祉マップの作成
- ・ 若い世代の担い手の確保
- ・ 地域住民へのPR、支え合いについての理解を深めてもらう 等

【メンバーの意見を模造紙に貼り、グループ分け】



⇒ 「地域の現状や具体的な課題を把握するためアンケート調査を実施すべき」との意見を集約

⇒ 各団体間で情報共有を行うとともに、アンケート調査を行うことにより、地域の実情に即した課題を集約し、地域に必要な取組を検討していくこととした。

### 効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 各地域団体において日頃感じている課題について、情報共有することができた。
- ・ アンケート調査以外にも、今後第2層協議体で取り組んでいきたい内容について、議論することができた。

#

## III 協議体を設置して、良かったこと

協議体の取組に向けた意見交換を行うことにより、各地域団体の活動における課題を共有でき、地区全体の課題を把握することの重要性を再認識できた。

## IV 今後の方向性

- ・ アンケート調査を実施し、地区全体の課題や具体的な高齢者の困りごとについて把握を行う。
- ・ アンケート結果を踏まえ、協議体における取組について検討を進める。

# 御幸ヶ原地区支え合い協議会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、御幸ヶ原地区支え合い協議会（以下協議会という）という。  
本会の事務所を会長宅に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、厚労省及び宇都宮市が提唱する住民主体の地域包括ケアシステムを御幸ヶ原地区において施行するに当たり、関係機関の協力のもと地域住民が互いに支え合い、安心して自立した生活を送ることができる長寿社会を実現することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、次のものをもって組織する。

- 1 御幸ヶ原地区連合自治会
- 2 御幸ヶ原地区社会福祉協議会
- 3 御幸ヶ原地区民生委員児童委員協議会
- 4 御幸ヶ原地区福祉協力員連絡会
- 5 御幸ヶ原地区老人クラブ連絡協議会
- 6 鬼怒地域包括支援センター
- 7 協議会の目的を理解し、賛同する個人及び団体

(活 動)

第 4 条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 高齢者等の課題把握と、課題解決のための情報発信及び対応策を検討する。
- 2 生活における障害、交通・医療・介護・買い物等の調査及び解決策を検討する。
- 3 地域の理解を深めるため、広報等による周知を図る。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

(役員及び任期)

第 5 条 本会には次の役員を置く

1 会	長	1名
2 副	会 長	若干名
3 理	事	若干名
4 事 務 局 長		1名
5 事 務 局 次 長		1名
6 会	計	1名
7 監	事	2名

役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選任)

第 6 条 役員を選任方法は下記の通りとする。

- 1 会長及び副会長は、理事の互選とする。
- 2 理事は、連合自治会会長及び副会長、社会福祉協議会会長及び、民生委員児童委員協議会会長とする。
- 3 事務局長、事務局次長、会計、監事は会長の委嘱により、選出し、理事会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は、協議会を代表し、会議を招集してその会務を務める。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその仕事を代理する。
- 3 理事は、会長の招集する理事会において重要案件を協議する。
- 4 事務局長及び次長は、本会の事務を処理し、会計は会計業務にあたる。
- 5 監事は、会計の監査をし、必要な報告をする。

(会 議)

第8条 会議は、基本的に4半期に1回とする。会長が必要と判断した場合はこの限りではない。

全ての会議は、過半数の出席で成立し、出席者の過半数で議事は決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
議長は会長が務める。

(会議の報告)

第9条 会議の開催前及び開催後は、所定の書式にて市高齢福祉課へ報告書を提出する。

(協議会活動と守秘義務)

第10条 本会構成員は次の事項を遵守しなければならない。

- 1 協議会活動は、支援を必要とする人の立場に立って対応し、支援を望んでいない人に支援を無理強いしてはならない。
- 2 協議会活動においては、相手のプライバシーを尊重しなければならない。
- 3 その立場を利用して行われていると見られるような、政治活動・宗教活動・営業販売活動等を行ってはならない。
- 4 協議会の活動で、知り得た個人情報等の秘密を他に漏洩してはならない。  
また、活動中はもちろん活動終了後も同様とする。

(会計年度及び経費)

第11条 1 本会は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 本会の経費は、市高齢福祉課及び御幸ヶ原地区社会福祉協議会の助成金その他の収入によって充てる。

(補 足)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は正副会長で決める。

付則 この会則は、令和2年8月1日から施行する。

この会則は、令和3年5月20日に改定し施行する。(第3条5を追加) (第11条2を改定)